

# 入院時食事療養費が変わります。

診療報酬改定に伴い、令和7年4月1日より一部患者様の窓口負担額が変わります。

区 分	1食あたりの負担額	
	令和7年3月31日 まで	令和7年4月1日 以降
一般の方	490円	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	280円	280円
住民税非課税世帯の方	230円	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の 入院日数が90日を超えている場合	180円	190円
住民税非課税世帯に属しかつ一定基準に 満たない70歳以上の高齢受給者	110円	110円

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

五香病院長